

委任状

【注意事項】

- ・委任する本人が作成してください。
- ・パソコン等で作成する場合も、本人の住所・氏名は委任する人が必ず自筆で記載し、押印してください。

《本人》世帯主(市の国保に加入していない世帯主を含む)または納税義務者		年 月 日	
※住所・氏名は必ず本人が自筆で記載してください		(委任状を書いた日を記入)	
住所※	相模原市		
氏名※		☎	電話番号
生年月日	大・昭・平・令	年	月 日

※国民健康保険では、各種届出・申請手続きは一部を除き世帯主が行うこととなっています。

私は、次の者を代理人と定め、以下の手続きの権限を委任します。また、代理人は、手続きに必要な情報や書類と、代理人の本人確認ができるもの（運転免許証等）を持参します。

委任する 国民健康 保険・国民 年金関係の 手続き	●資格に関する手続き及びこれに付随する個人番号の扱いに関する権限													
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険への加入届出※	<input type="checkbox"/> 世帯主の変更届出※												
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険からの脱届出	<input type="checkbox"/> 被保険者証の再交付等申請※												
	●課税に関する手続き及びこれに付随する個人番号の扱いに関する権限													
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険税申告書の提出	<input type="checkbox"/> 納税管理人申告書の提出												
	●給付に関する手続き及びこれに付随する個人番号の扱いに関する権限													
	<input type="checkbox"/> [高額療養費・高額介護合算療養費・特別療養費・移送費] の支給申請													
	<input type="checkbox"/> [限度額適用・標準負担額減額・特定疾病] の [認定申請・認定証等の受領]													
	●収納に関する手続き													
	<input type="checkbox"/> 納税証明書 [年度 各 通] の [交付申請・受領]													
●年金に関する手続き及びこれに付随する個人番号の扱いに関する権限														
基礎年金番号										年金コード (受給者の 方のみ)				
<input type="checkbox"/> 年金の加入期間について		<input type="checkbox"/> 各種手続きについて												
<input type="checkbox"/> 年金の請求について														
●上記以外の手続き（具体的に記載してください）														

※代理人による手続きの場合、被保険者証等は原則として住所地への郵送(転送不要の簡易書留)となります
(注) 表の中の口にはチェック(✓)を、[]内の文字は○で囲んで記載してください。

《代理人》(窓口に来る方)

住所			
氏名		電話番号	
生年月日	大・昭・平・令	年	月 日

※届出・申請等の際に、その届出・申請等に必要な書類以外に確認させていただくもの

- ・代理人の身元確認書類(代理人の個人番号カード、代理人の免許証等)※写し(コピー)不可
～個人番号(マイナンバー)を要する手続きの場合は以下も忘れずにご用意ください～
- ・本人(世帯主又は納税義務者)の番号確認(本人の個人番号カード、本人の番号通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し)※写し(コピー)したもの可

※内容に疑義がある場合は、委任状として認められません